

## 日常点検基準・実施要領

### 日常点検基準・実施要領(例)

会 社 名

所属営業所名

## 日常点検基準

### ●目的

第1条 道路運送車両法第47条の2に規定する日常点検を合理的かつ能率的に確実に実施し、重大事故を防止するとともに公害に影響を与える箇所について点検を行い、車両の安全を確保するため本基準を定める。

### ●点検実施時期

第2条 1日1回、自動車の運行開始前に必ず実施するものとする。また、整備管理者が特に必要と認めた場合には適時整備管理者の指示により実施すること。

### ●点検の実務者

第3条 日常点検は、乗務する運転者並びに交代乗務する運転者が実施するものとする。

### ●実施場所

第4条 日常点検は、車庫内の所定の位置において実施するものとする。

ただし、車庫以外の始発拠点の位置において実施する場合は、整備管理者の指示によること。

### ●点検表の使用及び報告

第5条 日常点検は、日常点検表を使用して実施し、点検結果を点検表に記入捺印の上、整備管理者(補助者)に報告し、運行の可否について指示を受けなければ運行することができないものとする。

### ●点検の実施確認

第6条 整備管理者は、運転者より提出された点検表により、点検の実施を確認し、当該自動車の運行可否の決定を行い、点検表(捺印、所定事項を記入)をもって、運行管理者に連絡するものとする。

車庫以外の始発拠点で実施した場合は、電話等の報告により実施を確認し、運行管理者に報告するものとする。

### ●点検結果の処置

第7条 整備管理者は、点検の結果、不良箇所がある場合は、次により処置するものとする。

1. 直ちに整備の指示を行うこと。
2. 車の状態により運行に支障のないときは、業務等の状況を考慮して制限運行をすること。
3. 整備をする場合は、臨時整備として取扱い、整備の指示及び処置については、点検表に明記すること。

### ●点検順序

第8条 別記日常点検の実施方法によるものとする。

### ●点検実施個所、内容、判定基準

第9条 別記日常点検の実施方法によるものとする。

### ●運転者に対する指導監督

第10条 日常点検に関する運転者の教育は、次によるものとする。

#### 1.新規採用運転者

項目	実施責任者	教材	時間
自動車の構造 整備関係法令 日常点検基準 判定能力の教育 日常点検の実習			

### 参考 3. 自動車点検基準

#### 2.再教育

教育時間 毎月1回以上、 時間以上

教育内容

実施者

(注) 新型自動車、改善部位についての構造取扱い、事故警報に基づく点検は随時実施するものとする。

3.教育結果は 〇に報告するものとする。

#### ●立会指導

第11条 整備管理者は、定期または随時、日常点検の実施についての立会指導を行うこと。

附 則

本基準は平成 〇〇 年 〇月 〇日より実施する。

#### ●事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準(第1条関係)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (*1) 4 溝の深さが十分であること。 (*2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリー	(*1) 液量が適当であること。
4 原動機	(*1) 1 冷却水の量が適当であること。 (*1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (*1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (*1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (*1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(*1) 1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (*1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ①(\*1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

②(\*2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

●日常点検の実施方法

点検箇所	点検項目	点検の実施方法	
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	○前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき ○エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 〔床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。〕	
	駐車ブレーキ・レバー(パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ) ○パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。	
	原動機(エンジン)	*かかり具合、異音	○エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		*低速、加速の状態	○エンジンを暖気させた状態でアイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウインド・ウォッシャ	*噴射状態	○ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	*拭き取りの状態	○ワイパーを作動させ、低速及び高速の各動作が不良でないかを点検します。 ○きれいに拭き取れるかを点検します。
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ブレーキ・ペダルを踏んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検します。	
エンジンルームでの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	*液量	○ウインド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーブ・タンク	液量	○リザーブ・タンク内の液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検します。
	バッテリー	*液量	○バッテリー各槽の液量が規定の範囲(UPPER~LOWERなど)にあるかを車両を揺らすなどして点検します。
	ラジエータなどの冷却装置	*水量	○リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検します。 (冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。)
	潤滑装置	*エンジン・オイルの量	○エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲にあるかを点検します。
	△ファン・ベルト	*張り具合、損傷	○ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ベルトに損傷がないかを点検します。

●日常点検の実施方法

点 検 箇 所		点 検 項 目	点検の実施方法
車 の 周 り か ら の 点 検	灯火装置、 方向指示器	点灯、点滅具合、汚 れ、損傷	○エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合 や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○レンズなどに汚れや損傷がないかを点検します。
	タ イ ヤ	空気圧	○タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを 点検します。 ○扁平チューブレスタイヤなどのたわみの状態により空気圧不足が分か りにくいものや、長距離走行や高速運転を行う場合には、タイヤゲージ を用いて点検します。
		亀裂、損傷	○タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤ の全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいない かを点検します。
		異状な摩耗	○タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します。
		*溝の深さ	○溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）など により点検します。
	◎ エ ア ・ タ ン ク	タンク内の凝水	○ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。
◎ブレーキ・ペダル	*（踏みしろ、ブレー キのきき）	○トラックやバスなど、エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、 運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、 ブレーキ・ドラムとライニングのすき間について次の点検を行います。 ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあって は、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・ シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、 また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検します。 ・フル・エア・ブレーキが装置されている自動車にあっては、規定の空気圧 の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・ チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどに より点検します。	

- (注) 1 \*印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっては、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよい  
ものです。  
2 ◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。  
3 △印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどして下さい。

## ■自動車の点検整備関係法令

### 道路運送車両法

#### ●使用者の点検及び整備の義務

第47条 自動車の使用者は、自動車を点検し、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

#### ●日常点検整備

第47条の2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- 2 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。
- 3 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

#### ●定期点検整備

第48条 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第1項及び第54条第4項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

- (1)自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3月
  - (2)道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。） 6月
  - (3)前2号に掲げる自動車以外の自動車 1年
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

## ■自動車点検基準

#### ●日常点検基準

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の2第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

### 参考 3. 自動車点検基準

#### 資料

- 1 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1
- 2 法第48条第1項第3号に掲げる自動車 別表第2(自家用乗用車等の日常点検基準のため割愛)

#### ●定期点検基準

第2条 法第48条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 法第48条第1項第1号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第3
- 2～5は割愛

#### ●別表第1 事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準(第1条関係)

点 検 箇 所	点 検 内 容
1 ブレーキ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。</li> <li>2 ブレーキの液量が適当であること。</li> <li>3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。</li> <li>4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。</li> <li>5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。</li> </ol>
2 タイヤ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タイヤの空気圧が適当であること。</li> <li>2 亀裂及び損傷がないこと。</li> <li>3 異状な摩耗がないこと。</li> <li>(*1) 4 溝の深さが十分であること。</li> <li>(*2) 5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。</li> </ol>
3 バッテリー	(*1) 液量が適当であること。
4 原動機	(*1) 1 冷却水の量が適当であること。 (*1) 2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (*1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (*1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (*1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
6 ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(*1) 1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (*1) 2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) ①(\*1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。  
②(\*2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

●別表第3 事業用自動車等の定期点検基準(第2条関係)

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと 〔3月ごとの点検に次の点検を加えたもの〕
か じ 取 り 装 置	ハンドル			操作員合
	ギヤ・ボックス			1 油漏れ 2 取付けの緩み
	ロッド及びアーム類	(※2) 緩み、がた及び損傷		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂 及び損傷
	ナックル	(※2) 連結部のがた		
	かじ取り車輪			ホイール・アライメント
	パワー・ステアリング装置	1 ベルトの緩み及び損傷 (※2) 2 油漏れ及び油量		取付けの緩み
制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床 板とのすき間 2 ブレーキの効き具合		
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合		
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		
	リザーバ・タンク	液量		
	マスタ・シリンダ、ホイール・ シリンダ及びディスク・キャ リパ			機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク		機能
	ブレーキ・バルブ、クイック・ リリース・バルブ及びリレー・ バルブ			機能
	倍力装置			1 エア・クリーナの詰まり 2 機能
	ブレーキ・カム			摩耗
	ブレーキ・ドラム及びブレー キ・シュー	1 ドラムとライニングとのすき間 (※2) 2 シューの摺動部分及びライニン グの摩耗		ドラムの摩耗及び損傷
	バック・プレート			バック・プレートの状態
	ブレーキ・ディスク及び パッド	(※2) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※2) 2 パッドの摩耗		ディスクの摩耗及び損傷
	センタ・ブレーキ・ドラム及 びライニング	1 ドラムの取付けの緩み 2 ドラムとライニングとのすき間		1 ライニングの摩耗 2 ドラムの摩耗及び損傷
二重安全ブレーキ機構			機能	



点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
走行装置	ホイール		(※2)1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2)3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	(※3)1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
	リーフ・サスペンション		スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
緩衝装置	コイル・サスペンション			1 スプリングの損傷 2 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷
	エア・サスペンション		1 エア漏れ (※2)2 ベローズの損傷 (※2)3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	ショックアブソーバ		油漏れ及び損傷	
	クラッチ		1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 2 作用 3 液量	
動力伝達装置	トランスミッション及びトランスファ		(※2) 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト		(※2) 連結部の緩み	1 自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷 2 継手部のがた 3 センタ・ベアリングのがた
	デファレンシャル		(※2) 油漏れ及び油量	
	点火装置		(※2)(※4)1 点火プラグの状態 2 点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
電気装置	バッテリー		ターミナル部の接続状態	
	電気配線		接続部の緩み及び損傷	
原動機	本体		(※2)1 エア・クリーナ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態
	潤滑装置		油漏れ	
	燃料装置		燃料漏れ	
	冷却装置		ファン・ベルトの緩み及び損傷	水漏れ

点検箇所		点検時期	3月ごと	12月ごと (3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置			1 メターリング・バルブの状態 2 配管の損傷
	燃料蒸発ガス排出抑止装置			1 配管等の損傷 2 チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷 3 チェック・バルブの機能
	一酸化炭素等発散防止装置			1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置				作用
エグゾースト・パイプ及びマフラ			(※2) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
エア・コンプレッサ			エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等			導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
車枠及び車体			1 非常口の扉の機能 2 緩み及び損傷 (※3) 3 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 (※3) 4 スペアタイヤの取付状態 (※3) 5 ツールボックスの取付部の緩み、及び損傷	
連結装置				1 カブラの機能及び損傷 2 ピントル・フックの磨耗、亀裂及び損傷
座席				(※1) 座席ベルトの状態
開扉発車防止装置				機能
その他			シャシ各部の給油脂状態	

(注)①(※1)印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。

②(※2)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が3か月間当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

④(※4)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

## ■貨物自動車運送事業輸送安全規則

### ●点検整備

第13条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をすること。
- (2) 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第49条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

---

MEMO

## ■地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関名	郵便番号	所在地	電話	FAX
北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-551-1357	011-520-6520
札幌事務所	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-206-7900	011-520-6520
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-48-7244	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関	030-0111	青森市大字荒川字品川1111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	984-0015	仙台市若林区卸野5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関	994-0075	天童市蔵増1465-16	023-616-6135	023-616-6138
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	310-0913	水戸市見川町2440-1	029-303-7201	029-303-7202
栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関	379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
埼玉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-302-1980	043-247-2691
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県貨物自動車運送適正化事業実施機関	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	920-0226	金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2285	076-239-2287
福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関	918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1921
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	470-0217	みよし市福谷町西の洞21-127	0561-76-2242	0561-76-3033
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関	514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関	612-8418	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関	536-0014	大阪市城東区嶋野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県貨物自動車運送適正化事業実施機関	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県貨物自動車運送適正化事業実施機関	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県貨物自動車運送適正化事業実施機関	791-1114	松山市井門町1081-1	089-957-1069	089-993-5501
高知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	780-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県貨物自動車運送適正化事業実施機関	862-0901	熊本市東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-262-5500
沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

# トラック運送事業の 運行・車両・労務管理の手引き

## ——法令実践ガイド——

平成31年4月発行

—— 発 行 ——

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5

TEL.03-3354-1067

FAX.03-3354-1019

